

平成 25 年 10 月 7 日

今般の証券取引等監視委員会の勧告および金融庁の行政処分に関する法的見解

アブラハム・プライベートバンク株式会社
代理人弁護士
仲江武史

アブラハム・グループ・ホールディングス株式会社（以下「ABH」といいます。）は、2004年の創立以来、「ゆかし」ブランドの、金融資産1億円以上の富裕層会員限定のオンライン上のプライベート・クラブの運営を行うとともに、富裕層である「ゆかし」会員を対象を限定した広告ニーズを持つ企業から、多数のオンライン上の広告を受注することにより、順調に成長して参りました。

他方、ABHの100%子会社であるアブラハム・プライベートバンク株式会社（以下「ABP」といいます。）は、2005年9月30日の投資助言・代理業の金融庁への登録以来、富裕層に対して、投資助言業務、特に日本の証券会社等が取り扱うことができない運用実績の高い海外金融商品に関する助言と、その投資に係る契約の事務手続のサポート業務を中心に順調に成長し、2010年頃からは、顧客層をアッパーミドルに拡大し、投資助言業務及び契約事務手続サポート業務を継続して参りました。

月々5万円からの長期積立投資を希望する投資家向けの投資助言サービス「いつかはゆかし」については、テレビCMや電車内・駅の広告等で皆さんもご存じかと思えます。

ABPの海外投資助言業務が順調に拡大し、海外ファンドの運営会社から一定の評価を得るに連れて、ABPの親会社であるABHも、海外関連会社を介して海外ファンド運営会社から記事広告を多数受注し、広告手数料を受領するようになりました。

ABHに広告を依頼した海外ファンド運営会社の中には、ABPが行う投資助言において推奨する金融商品を取り扱う会社も含まれています。しかし、

- (1) ABPが投資助言契約を締結する前に顧客に交付する説明書面（金融商品取引法37条の3に定める書面）に、ABP又はその関係会社が、顧客が投資を行う海外ファンドの運営会社から手数料、報酬その他名目の如何を問わず、何らかの金員を受領することがあることは、適切に明記されていました。
- (2) ABHが受領する広告手数料は、ABPの顧客が海外ファンド運営会社に支払う投資手数料に影響するものではなく、ABHによる広告手数料の受領の有無はABPの顧客の利害に影響を与えるものではありません。

- (3) 投資助言の内容の中立性を害することのないよう、顧客に対して実際に助言を行う ABP のコンサルタントは、ABH が広告手数料を受領する海外ファンド運営会社に関する情報を一切知らされておらず、適切なファイヤーウォール（情報遮断）がありました。
- (4) 投資助言の実際の内容に関しても、ABH が広告手数料を受領している海外ファンド運営会社の組成する金融商品でも、顧客に相応しくないとせば、ABP のコンサルタントが助言することはありませんでした。逆に、広告手数料を受領していない金融機関の商品も、顧客に相応しいと思えば、ABP のコンサルタントは顧客に助言をしておりました。
- (5) ABP の業務が投資助言であり、販売ではないことは ABP の全ての顧客が入会時に了承しており、また海外金融商品への投資前にも了承しています。

以上に照らし、小職としては、ABH 及び ABP の行為は何ら金融商品取引法に違反するものではないと、現時点においても確信しており、証券取引等監視委員会の検査官等に対しても直接面談し、法令解釈等について継続的に意見交換をして参りましたが、小職の認識を共有して頂くには至らず、証券取引等監視委員会としては、ABP 及び ABH 等の行為は全体として金融商品の販売（「募集又は私募の取扱い」）に該当し、投資助言・代理業の登録のみでは足りず、第二種金融商品取引業の登録が必要であるとの見解でした。

上記の平成 25 年 10 月 2 日の報道にもあるとおり、ABP が投資助言として推奨した銘柄はいずれも優良銘柄であり、AIJ 投資顧問事件のように運用資産が消失しているわけではなく、ABP の顧客の 98% は高額の含み益を抱えている状況です。

今般の証券取引等監視委員会の勧告及び金融庁の行政処分により、ABP の顧客に対して多大なご心配・ご迷惑をかけることは不可避ではありますが、小職としては、ABP 及び ABH とともに、顧客の不利益が最小限に止まるよう、全力で対応して参る所存です。ABP の顧客の皆様及び関係各位におかれましては、ご理解・ご協力を賜れますよう、どうぞ宜しくお願い申し上げます。

以上